

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第786号)

平成22年7月13日

横 情 審 答 申 第 786 号

平 成 22 年 7 月 13 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成 22 年 3 月 19 日教小中第 4615 号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱第 5 条の自主点検の報告書
(1)別紙の学校（平成 19 年、20 年、21 年度分）(2)金沢区の中学校（平成
19 年度分）(3)港北区の小学校（平成 20 年度分）」の非開示決定に対する
異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱第5条の自主点検の報告書(1)別紙の学校（平成19年、20年、21年度分）(2)金沢区の中学校（平成19年度分）(3)港北区の小学校（平成20年度分）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱第5条の自主点検の報告書(1)別紙の学校（平成19年、20年、21年度分）(2)金沢区の中学校（平成19年度分）(3)港北区の小学校（平成20年度分）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成22年1月25日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱（平成17年4月市市情第11号。以下「要綱」という。）は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づき、個人情報の保護に関し、必要な事項を定め、個人情報保護条例第2条に規定する各実施機関における個人情報の保護を一層推進することを目的として制定されている。

平成21年7月の改正前の要綱第5条では、要綱第2条第4号に規定する個人情報保護責任者（各局区事業本部等において課等の事務事業を主管する課長等。以下「保護責任者」という。）は、個人情報の取扱いに関する自主点検（以下「本件自主点検」という。）を行い、その結果等を要綱第2条第2号に規定する個人情報保護管理者（各局長、区長、事業本部長等。以下「保護管理者」という。）に報告するものとされている。

また、平成22年4月の改正前の要綱第2条第1号で総括個人情報保護管理者とされている市民活力推進局長（当時。現在の市民局長。以下「市民局長」という。）から、保護管理者あてに、平成17年度から毎年、本件自主点検を実施する旨の通知（以下「保護管理者への通知」という。）が行われている。

- (2) 実施機関では、平成17年度から毎年、保護管理者への通知に基づき、保護責任者に本件自主点検を実施する旨の通知（以下「実施通知」という。）をしている。
- (3) 保護責任者の範囲に、横浜市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下これら4種類の学校を総称して「学校」という。）の学校長（以下「学校長」という。）を含むという明確な定めはなく、保護管理者への通知にも特段の指示はなかったことから、これまで、学校長には実施通知を行っておらず、学校では本件自主点検を行っていない。
- (4) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、異議申立書において、平成20年9月に本件自主点検の報告書を情報公開請求で1,000枚程度入手しており、実施機関が本件申立文書を保有していない訳がないと主張している。しかし、学校では本件自主点検を行っていないため、その中に学校からの報告書が含まれていることはあり得ない。
- (5) 以上のことから、本件申立文書は作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書を全部開示するよう求める。
- (2) 本件自主点検は、平成21年7月改正前の要綱第5条に規定されており、かつ、横浜市教育委員会は、個人情報保護条例第2条で「実施機関」と規定されている。
- (3) 私は、平成20年9月に本件自主点検の報告書を情報公開請求により、1,000枚程度入手しており、実施機関が本件申立文書を保有していない訳がない。
- (4) 実施機関は、「要綱第2条第4号にある課長等に学校長を含むという明確な定めはない。」と主張しているが、「横浜市立学校における個人情報の取扱いに関するガイド（平成18年11月作成。以下「ガイド」という。）」12ページの「個人情報が紛失・漏えいしてしまったら」の「注意すべきポイント」の(1)と(2)に、「学校長（個人情報保護責任者）は・・・」と記載されている。そして、現在の要綱第2条第4号ウに「保護責任者は、個人情報の取扱いに関する自主点検を毎年1回行う。」と規定されている。
- (5) ガイド6ページの「個人情報保護は、職場全体の問題として取り組む」の中で、「チェックシートを作成し、点検・確認をする。」と記載されている。また、24ページには「個人情報保護管理チェックリスト（例）」のひな型が記載されている。
- (6) 横浜市立小中学校の平成19年度、平成20年度における個人情報漏えい案件は多数存在

する。それなのに本件自主点検を実施していないとは、到底信じられない。

5 審査会の判断

(1) 本件自主点検について

要綱では、保護責任者は本件自主点検を行うことを規定している（要綱第2条第4号ウ。平成21年7月の改正前は要綱第5条）。

また、総括個人情報保護責任者の市民局長は平成17年度以降、年に1回保護管理者への通知を行い、保護管理者は保護責任者に本件自主点検を実施させ、結果について報告を受けるとともに、当該報告をとりまとめ、市民局長に報告している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、別添の学校（平成19年度、平成20年度、平成21年度分）、金沢区の中学校（平成19年度分）及び港北区の小学校（平成20年度分）に係る本件自主点検の結果の報告書である。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、学校では本件自主点検を実施していないことから、本件申立文書を作成しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会では、平成22年6月9日に実施機関の事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 実施機関では、保護管理者への通知に基づき実施通知を行い、各課で本件自主点検に取り組んでいる。

(イ) 要綱第2条第4号では、保護責任者を、各局区事業本部等において課等の事務事業を主管する課長等と規定している。実施機関においては、「課長等」の範囲に、学校長が含まれるという認識を持っていなかった。

(ウ) また、本件自主点検は、区役所など一般的な事務室での個人情報保護に関する取組であると認識しており、学校での個人情報保護については、ガイドに基づき、職員研修の実施やパスワードの設定に取り組んでいた。また、別途学校長あての通知により、個人情報の持ち出し簿の作成や利用等について、各学校がチェックして教育委員会に報告を行うなどの取組を行っていたことから、学校で本件自主点検を行うべきであるとの認識はなかった。

(エ) 上記(イ)及び(ウ)の理由により、実施機関では、学校長に対して実施通知を行っておらず、学校では本件自主点検は行っていなかった。しかし、改めて検討したところ、学校でも本件自主点検を行うべきであったことを認識した。

(オ) 平成22年度以降は、学校でも本件自主点検を実施することとし、その具体的な内

容については市民局と調整しているところである。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

要綱では、保護責任者は、本件自主点検を行うと規定されている。また、保護責任者から学校長を除外する規定も見受けられない。これらのことから、本来であれば学校においても本件自主点検を実施することが想定されていると考えられる。

しかし、実施機関は、現在においては、学校でも本件自主点検を行うべきであったと認識をしているが、これまでににおいては、本件自主点検を実施していないと主張している。また、その他学校における本件自主点検の実施をうかがわせる事情など、本件申立文書の存在を推認させる事情は認められないことから、本件申立文書を保有していないとする実施機関の説明に、特段不自然な点は認められなかった。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

別添

岡津小学校

梅林小学校

山下小学校

西谷中学校

幸ヶ谷小学校

獅子ヶ谷小学校

井土ヶ谷小学校

神大寺小学校

小机小学校

綱島東小学校

南台小学校

大口台小学校

南吉田小学校

洋光台第二小学校

瀬谷小学校

市場小学校

森の台小学校

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年3月19日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成22年3月25日 (第163回第一部会) 平成22年3月26日 (第167回第二部会) 平成22年4月2日 (第99回第三部会)	・諮問の報告
平成22年4月14日	・異議申立人から意見書を受理
平成22年4月28日 (第169回第二部会)	・審議
平成22年5月12日 (第170回第二部会)	・審議
平成22年5月19日 (第171回第二部会)	・審議
平成22年6月9日 (第172回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成22年6月23日 (第173回第二部会)	・審議